明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（二三一）　一
○外務省組織令の一部を改正する政令（二三二）　二
〔省　令〕
○外務省組織規則の一部を改正する省令（外務一〇）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇**内閣府本府組織令の一部を改正する政令**（政令第二三一号）（内閣府本府）

1　大臣官房に置かれる総括審議官及び少子化・青少年対策審議官を廃止し、審議官の定数を改めることとした。（第八条関係）

2　子ども・子育て本部に置かれる統括官を専任とすることとした。（第四八条関係）

3　子ども・子育て本部に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第五〇条関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、令和二年八月一日から施行することとした。

◇**外務省組織令の一部を改正する政令**（政令第二三二号）（外務省）

1　経済局及び国際法局の所掌事務について所要の改正を行うこととした。（第一〇条及び第一二条関係）

2　経済局経済安全保障課を廃止するとともに、同局国際貿易課及び経済連携課の所掌事務について所要の改正を行うこととした。（第六三条、第六六条及び第六七条関係）

3　国際法局に新たに経済紛争処理課を置き、その所掌事務を定めるとともに、同局国際法課、条約課及び経済条約課の所掌事務について所要の改正を行うこととした。（第七八条～第八二条関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、令和二年八月三日から施行することとした。

政令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十一号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項及び第四十一条の二第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「総括審議官、政策立案総括審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、「、少子化・青少年対策審議官」を削り、同条第一項中「、総括審議官」及び「、少子化・青少年対策審議官」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を削り、第七項を第五項とし、同条第八項中「総括審議官の定数は一人と、政策立案総括審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、「、少子化・青少年対策審議官の定数は一人と」を削り、「十七人」を「十八人」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とする。

第四十八条第三項を削る。

第五十条第三項中「二人」を「一人」に改める。

附　則

この政令は、令和二年八月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十二号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八条」を「第六十七条」に、「第六十九条―第七十八条」を「第六十八条―第七十七条」に、「第七十九条」を「第七十八条」に改める。

第十条第二号及び第六号中「こと」の下に「（条約その他の国際約束に基づく紛争解決の処理に関するものを除く。）」を加える。